

東京圏からの移住で 「最大100万円」

ご存じですか!?

移住支援金

世帯100万円、単身60万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき最大30万円を加算

移住支援金の支給対象

①～③いずれも該当する方が対象となります。

① 移住元について

- ・移住直前10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方
※ただし、東京圏に在住しつつ東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合は、通学期間も直近10年に含めます。
- ・移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方

② 移住先について

- ・移住支援金の申請時において、転入後3カ月以上1年以内であること
- ・石狩市に移住支援金の申請日から5年間以上、継続して居住する意思を有していること

③ 就業・起業・テレワークについて (次のいずれかに該当すること)

- ・北海道が運営する就職支援マッチングサイトに掲載された求人にて新規就業した方
- ・申請日の前1年以内に、北海道の「地域課題解決型起業支援事業補助金」の交付決定を受けた方
- ・内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用して新規就業した方
- ・自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続きテレワークで行う方

※1 「東京圏」とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県のうち、条件不利地域を除いた地域です。

【問合せ先】

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市企画経済部商工労働観光課
Tel.0133-72-3166



移住支援金申請に係るチェックリスト

移住元の関する要件	チェック
■移住直前に10年間のうち5年以上、東京23区に在住又は東京圏 ^{※1} のうちの条件不利地域 ^{※2} 以外の地域に在住し、東京23区内に通勤していた	<input type="checkbox"/>
■移住直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏 ^{※1} のうちの条件不利地域 ^{※2} 以外の地域に在住し、東京23区に通勤していた	<input type="checkbox"/>

※東京圏のうち条件不利地域^{※2}以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、**通学期間も対象期間**とすることができます。

(※1) …東京圏とは「東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち条件不利地域を除く地域」

(※2) …条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

東京都	檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

移住先の関する要件	チェック
■移住支援金の申請時において、石狩市に転入後3ヶ月以上1年以内であること	<input type="checkbox"/>
■石狩市に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思があること	<input type="checkbox"/>

起業・就業に関する要件	チェック	
一般就業	■北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること	<input type="checkbox"/>
	■求人への応募日が、移住支援金の対象求人としてマッチングサイトに掲載された日以降であること	<input type="checkbox"/>
	■就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと	<input type="checkbox"/>
	■週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること	<input type="checkbox"/>
	■当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること	<input type="checkbox"/>
専門人材就業	■転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	<input type="checkbox"/>
	■国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した移住及び就業であること	<input type="checkbox"/>
	■週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、申請時において当該法人に連続して3ヶ月以上在職していること	<input type="checkbox"/>
	■当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思があること	<input type="checkbox"/>
	■転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること	<input type="checkbox"/>
起業	■目的達成後の解散を前提とした個別プログラムへの参加等、離職することが前提でないこと	<input type="checkbox"/>
	■北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業補助金」の交付決定を受けていること	<input type="checkbox"/>
テレワーク	■所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思による移住であり、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと	<input type="checkbox"/>
	■国が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと	<input type="checkbox"/>

【移住支援金給付の流れ】

